「ジョブ型正社員」の雇用ルール整備や労働時間法制の見直しを提起

開して「失業なき円滑な労働移動」を 制改革に関する答申をとりまとめ、 整備・強化」の三つを雇用改革の柱と 社員改革」「民間ビジネスの規制改革」 実現させていく必要があると主張。「正 用の多様性や柔軟性を高める政策を展 倍首相に提出した。雇用分野では、 府の「規制改革会議」は六月五日、 高い規制改革について検討してきた政 る雇用ルールの整備を提起した。 して打ち出し、正社員改革ではその第 歩として「ジョブ型正社員」に関す 「セイフティネット・職業教育訓練の |済再生に即効性をもち、 緊急性の 規 雇 安

人が動いて新陳代謝

肢を提供していくことの必要性を訴え 用形態においても、 かさにもつながっていく」として、雇 の安定にとどまらず経済社会全体の豊 を高める機会を得られることは、生活 動性の重要さを強調。また、「働く人が と、経済成長の条件としての雇用の流 新陳代謝が進まず、経済も成長しない が動く』ことができなければ、産業の 本人の希望で多様な雇用形態を選択で 答申は「成熟産業から成長産業に『人 何歳になっても個人の能力・資質 国民に多様な選択

ントとして答申は、「成長を実施するに 検討に当たってとくに重視したポイ

> 制改革は前者のポイントに該当する。 当たっての阻害要因の除去」と「緊急 て雇用の流動化に踏み込んだ姿勢を強 制改革にも着手した」と述べて、改め 働市場と雇用システムを作るための規 と競争力を高め、人々が動きやすい労 を阻害する要因を除去するためにも、 の二点をあげた。今回の雇用分野の規 性・重要性の高い課題への優先的取組 「働く者にとって、転職が個人の能力 答申は、「第三の矢」である成長戦略

失業なき労働移動を実現

喫緊の課題になっているとし、こうし 再生して成長力を強化することなどが あると言明した。 育訓練の整備・強化-制改革、③セイフティネット・職業教 正社員改革、②民間人材ビジネスの規 させていく必要がある」と説明した。 し、『失業なき円滑な労働移動』を実現 の多様性、柔軟性を高める政策を展開 た視点から、「『人が動く』ように雇用 様な生き方を創造できること、経済を が報われる賃金上昇を図ることや、多 是正し、労働者の能力に見合い、努力 は、正規・非正規雇用の二極化構造を 革の内容をみていくと、目的について 続けて、そのための雇用改革は、① 雇用分野についての具体的な規制改 -の三つが柱で

ジョブ型正社員の増加を

高め、多様な視点を持った労働者が貢 されている正社員、つまり、『ジョブ型 改革の第一歩として、ジョブ型正社員 強調。これらを実現するため、正社員 双方にとって有益であると考える」と 献する経営(ダイバーシティ・マネジ ため、「職務、勤務地、労働時間が特定 限定」社員となっていると分析。その 員が、職務や勤務地などが限定されて に関する雇用ルールの整備を提起した。 メント)を促進することとなり、労使 一人のワークライフバランスや能力を 正社員』を増やすことが、正社員一人 いない傾向が欧米に比べても高い「無 正社員改革では、 現在の日本の正社

モ デルの普及等で周知を図る

平成二六年度(二〇一四年度)に措置 年度(二〇一三年度)に検討を開始し を講じる。 具体的なスケジュールは、平成二五

処遇、 容の明確化、無限定社員との間の均衡 態が労働契約や就業規則で明示的に定 申は、「労働契約や就業規則における内 められていない可能性があるとして答 業で導入が進んでいるものの、その形 員などのジョブ型正社員は、多くの企 職務や勤務地が限定されている正社 人事処遇全般の在り方に関する

周知を図るとした。 管理上の留意点についてとりまとめ を図るため、労働条件の明示等、 と説明。まずは、 ルールの確認・整備を行う必要がある 「多様な正社員」モデルの普及・促進 職務などに着目した

トピックス

定社員をジョブ型正社員に転換する場 重要であると付記するとともに、無限 就労形態についての議論を促すことが えでは、答申は、現場の労使で多様な まえる必要がある」と明記している。 合には「労働条件決定の合意原則を踏 なお、雇用ルールの明確化を図るう

企画業務型裁量労働制を弾力化

管理監督者等の労働時間規制に関する 型裁量労働制の弾力化やフレックスタ 法制の見直しを提案した。多様で柔軟 性・一貫性のある制度としての整理統 適用除外制度と裁量労働制度との連続 労働の補償のあり方(金銭補償から休 な働き方を進める観点から、企画業務 合なども視野に入れて検討すべきだと 日代替へ、労働時間貯蓄制度の整備) イム制の見直しを進めるほか、時間外 正社員改革としてはまた、労働時間

雇用終了の在り方は丁寧に検討

としている。 出し、結論が得られ次第措置を講じる 秋に検討を開始。一年をめどに結論を ○一三年)上期に調査を開始し、 これらについては、平成二五年

具体的には、企業における実態調査

規制改革会議「答申」 雇用分野の主な内容

(1) 正社員改革

○『ジョブ型正社員』を増やすことが、正社員一人一人のワークライフバラン スや能力を高め、多様な視点を持った労働者が貢献する経営(ダイバーシティ・マネジメント)を促進。労使双方にとって有益。正社員改革の第一歩として、 ジョブ型正社員に関する雇用ルールの整備を行うべき。

○多様で柔軟な働き方を進める観点から、企画業務型裁量労働制の弾力化やフレックスタイム制の見直しを進めるほか、時間外労働の補償のあり方、管理監督者等の労働時間規制に関する適用除外制度と裁量労働制度との連続性・一貫 性のある制度としての整理統合なども視野に入れて検討すべき。

<具体策>

①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

【平成 25 年度(2013 年度)に検討開始、平成 26 年度(2014 年度)に措置】 ②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等の労働時間法制の見直し 【平成25年(2013年)上期に調査開始、同年秋に検討開始】

(2) 民間人材ビジネスの規制改革

○ジョブサーチ・ジョブマッチングの効率化、働く人の立場に立った人材サー ビスの促進のため、「有料職業紹介事業や労働者派遣制度の在り方・位置付けの

○ハローワークと民間人材ビジネス事業の補完関係に留意しつつ、両者の連携・ 協力関係を強化。有料職業紹介事業の規制見直しを行うべき。

<具体策>

①有料職業紹介事業の規制改革

【平成 25 年度 (2013 年度) に検討開始、平成 26 年度 (2014 年度) に早期に結論】

②労働者派遣制度の見直し

【平成25年(2013年)に検討し結論、結論得次第措置】

(3) セイフティネット・職業教育訓練の整備・強化

○他の政府の会議体と連携を図り、必要性を強調するなど推進を後押し、

資料出所: 答申をもとに編集部作成

向 る **衡処遇の推進とい** ことの防止)』 遣 を σ 『派遣労働の濫用防止』の明確化や均 代替防 在り 性を例示した。 べきである」と述べて、 制度では、 行うべきである」と提言。 方・位置付 正 「派遣法の根幹にある (常用雇用に影響を与える という考え方に代わり、 けの った考え方を重視す 根本的な見直 見直し 労働者派 Ō 常常

の保護を目的としており、「 根拠であ 論を出し、 答申は、 保護とは必ずしも相容れな 成二五年 派遣事業見直し る これまでの派遣法の規 結論を得られ次第措置を講 「常用代替防止」 (二〇一三年) 0) え ケジ 、「派遣労働 に検討し結 ユ は正社員 7 1 ル 一と明 制 は

ワ

まで至らなかっ

労働者派遣は抜本的に見直

など様々な視点を踏まえながら、丁寧

日の制

||度状況、

関係各層の

意見

『討を行っていく必要がある』との

見直しの方向の

提

に立った人材サー

-ビスの

促進のため、 働く人の立場

介事業や労働者派遣

制

度

「専門業務」

2別の雇用

管理を要す

始

 \bigcirc

これまでの

「臨時的

· 用

時的な業

事

の制改革」では、

ジョブ

ノサー

チ・ジ

3

チングの

分数率化、

0

|の二つ目

0

「民間人材ビジネスの

法を抜 と主張し でわかりやすい仕 る業務」 本的に見直 に限定する規 Ļ 制体系・規制

やフレックスタイム制をはじめとする

法制について、

労働政策審

会で総合的に検討する。

の救済の多様化など、

労使双方が納

一用終了のあり方に関しては、

判での判決で解雇無効とされた場

分析に基づき、

企

画業務型裁量労働

制

n ③派遣労働者の均衡待遇 方 (専門二六業務に該当する 策 だ異なる現 泳遣期 0) ッ

> る 5

また、

答申は、

今後、

改革事

項

が

関

数料

手

n

業の規制見直しを求めた。 係を強化することや、 係に留意しつつ、 クと民間人材ビジネス事業の 紹介事業につ 両者の いては、 有料職 連携・ **職業紹介** ハ が補完 協 口 笋

る。 | 五年度 (二〇一三年度) に検討を開 が するとしており、平成二六年度 有料職業紹介事業の規制改革 可 求職者からの職業紹介手数料徴 能な職業の 年度)に早期に結論を出す。 拡大につ いて検討す 十は平成 $\widehat{}$ 当

0

業教育訓練や就業までのサポートとし く必要があるとしてい が職 体と連携を図って必要性を強調 不可欠」だと強調し、 7 三つ目 のセイフティネット 動く』ことを促進するためには、 業教育訓 り 柱の 練の整備・強化」では、「『人 「セイフテ -の整備 る。 他 0 政府の会議 イ "・強化が ネッ して ١ • 職

行 かどうかによって派遣期間 方 今後、 制度)、②派遣労働者のキャリアア 0 あ 労働 などについて検討する。 政 審議 組みに改めるべ 会で、 できる限り簡素 、きだ

> 推 理

間

0 徴収職業の 拡大を検討

議

論されることになるが、

会議として

.省庁での有識者会議や審議会などで

その取組を注視

し、積極的な働きか

け

行っていくと言明してい

雇 ル 1 ル が後退し か ねな

1)

解

連合 労働 三雲弘行事務局長の答申に対する談話 組合のナショナル (古賀伸明会長) は六月七日、 センター で

そうし 11 大幅に後退しかねない」 7 雇 る 議論 談話は、 よっては、 .働者保護ルールが改悪されかねず、 るとして、「七月の参議院選挙の結果 プションも検討項目として残されて 一用終了のあり方が検討対象にあ いることから「今後、 としたものの、ジョブ型正社員や .」と警戒感を強めている。 さらに、 た動きは断じて許すことができ からは抑えた内容となっ 答申 ホワイト 民主党政権で前進させ 内容につ カラー・イグ と懸念を示し 解雇ルー いて て 当 ル が ゼ が 65

談話を発表し (調査・解析 部

労使双方の納得が原則 分野では、

横断的な理念・原則も提示した。 使双方の 改革の具体案だけでなく、 雇用 |納得感とメリットを生む改革 答申はこれら 改革を貫く \tilde{O} ① 労 雇 用

Ш

事務局長の

改革』に断固反対する」とする小

答申に対し、「労働法制

の一規

き手が多様な雇用形態を選択でき 国際比較からみて合理的な改革、 れるとともに、 人の能力・資質を高める機会が与え 雇用形態による不合

個 働

5

がとくに 進する改革 的な取り扱いを受けない均衡処遇を 重要な視点であるとして の三本であり、これ

全労連

(大黒作治議長)